

Title	エジプト・一九五二年革命における社会経済改革の位置
Sub Title	July 1952 Revolution and the socio-economic reform in Egypt
Author	富田, 広士(Tomita, Hiroshi)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1988
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.61, No.5 (1988. 5) ,p.267- 292
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	法学部政治学科開設九十周年記念論文集
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19880528-0267

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

エジプト・一九五二年革命における 社会経済改革の位置

富田広士

- 第一章 問題の所在
- 第二章 革命運動過程
 - 第一節 革命運動の社会的背景
 - 第二節 「革命六原則」の分析
 - 第三節 旧政体下における社会経済改革構想
- 第三章 革命直後の新しい政治経済体制の構築
 - 第一節 社会経済改革と政治体制
 - 第二節 第一次農地改革法制定過程の分析
 - 第三節 開発独裁体制への転換
- 第四章 結語

第一章 問題の所在

一九五二年の軍部革命はエジプトの政治経済構造にどのような変化をもたらしたのか？ また革命後の構造はいかなる面において革命前と連続しているのか？ これが本稿の主題である。

このような問題設定の下に、先ずナーセル (Gamal 'Abd al-Nasir) たちの革命運動過程を分析する。さらに第一次農地改革法の制定過程を取り上げ、革命直後からナーセルたちが構築していった新しい政治経済体制の特徴を考察する。

そして現在の視点に立つと、このような革命直後に構築された体制は、その後三五年間のエジプトの政治経済構造をどのように規定しているのが重要なポイントとなる。

第二章 革命運動過程

第一節 革命運動の社会的背景

周知のように、一九五二年七月二三日の共和主義革命を指導した自由将校団指導委員会は、エジプト陸海軍の若手将校——当時三〇歳代——、十三名により構成されていた。彼らの革命運動は、一九三〇—四〇年代におけるエジプト中産階級の政治意識を直截に反映していた。一九三六年八月二六日、埃英条約がワフド党ナッハース (Muhammad Wahdani) 内閣の下で締結されたが、エジプト中産階級はその後の国内政治状況を、「見せかけの独立付与の陰で、実

際にはイギリス統治が強められた」ととらえ、国家主権回復と確固とした独立達成を強く欲した。⁽¹⁾ 中産階級は宮廷政治の「腐敗、無能振り」に対し強い不信感を抱くと同時に、ワフド党を「旧民族主義政党でありながら大土地所有者、都市大資本家の利益代表に成り下がった」と評価した。

例えば、西欧的自由主義者として知られた現代エジプトの代表的作家、タウフィーク・アル・ハキーム (Tawfiq al-Hakim) は一九五二年革命について、「我が国には、その当時、誰一人として国王の私的素行や公的言行に対して、憤激と嫌悪を感じない者はいなかった。……それだから軍の「決起の」宣言を聞いた時点では、何か重大なことが起こっても不思議はない、と感ずるのも当然だった。」と述べている。⁽²⁾ また私自身カイロで中級公務員等から、「旧政体のどうしようもない腐敗、その下での社会的混乱を考えると、体制立て直しのためあのような軍部革命が起こったのはむしろ当然だった。」という意見を何度も聞いた。

このように一九三〇～四〇年代におけるエジプト中産階級の政治意識は、体制変革への期待という点に集約されるのである。そしてこの政治意識を媒介として複数の体制変革運動が生まれた。当時のエジプトの支配構造は国王、ワフド党、イギリス政府という三つの政治勢力間の相互作用であり、これらの運動はその枠組の外側で組織され、地下運動のかたちで進められた。またそれらの運動は各々異なったイデオロギーに立脚し、当時の国内社会状況の中で互いに拮抗し合っていた。その代表的なものを挙げれば、ヨーロッパ・ファシズム運動の影響を受けた「青年エジプト党」(Misr al-Fa'id)、反西欧文明的で理想的イスラム国家建設を目指すムスリム同胞団、都市労働組合運動を中心とした共産主義運動等である。⁽³⁾

自由将校団の個々のメンバーは革命運動過程でそのようなグループと接触し、様々な影響を受けたのである。例えばアブドゥル・ラウフ (Abd al-Mun'im Abd al-Ra'uf) はムスリム同胞団員であったし、ハーリド・モヒエッディーン (Khaid Mubiy al-Din) 陸軍少佐は共産主義者として知られていた。⁽⁴⁾ 従って自由将校団の革命運動はイデオロギー

的にはイスラム主義から西欧的自由主義、共産主義まで様々な要素を包含していた。現支配構造を打倒する点に他の体制変革運動との一致点を見出し、それらの協力を取り付けることによって複数の運動を統合していったのが、革新将校たちであった。

こうした背景において、ナーセルは一九四八年以降革命運動の主導権を握り、様々な理論を統合し最大公約数的な革命戦略を打ち出す作業に取り組んだ。その成果は一九五二年二月「革命六原則」の発表となって表われた。

第二節 「革命六原則」の分析

それは次のようなものであった。⁽⁵⁾

- ① スエズ運河地帯に潜伏しているイギリス占領軍に対抗して、帝国主義およびエジプト人売国奴の中のその手先を撲滅する。
- ② 土地とそこに生活する人々を支配した封建主義の専制に対抗して、封建主義を終わらせる。
- ③ 一群の資本家たちの利益に奉仕する富、資源の搾取に対抗して、独占と政府に対する資本の支配を終わらせる。
- ④ これら全ての必然的結果である搾取と専制に対抗して、社会的公正を打ち立てる。
- ⑤ 軍隊を弱体化しようとする陰謀、また革命を熱望している国内勢力を残存兵力を利用して脅かそうとする陰謀に対抗して、強力な国民軍を建設する。
- ⑥ 真の民族主義のメルクマールを覆い隠そうとする政治的捏造に対抗して、健全な民主制度を打ち立てる。

(一) 起草の背景

この革命六原則は革命前に自由将校団がどのような革命後構想を抱いていたかを知り得るものである。本文書が地

下印刷され、配布されたのは、一九五二年一月二六日のいわゆる「黒い土曜日」事件直後である。黒い土曜日事件は、当時英国企業の本務所、富裕階層が入り込むデパート、社交場等が軒を並べたカイロ新市街の目抜き通りに、暴徒が焼討ちをかけ、商品等を略奪し、大火災が発生した事件である。これを契機に中産階級は小異を捨て、反英・反王制・反ワフドという大同につき、政権転覆の気運が高まったのである。その時までに決起を決意していたナーセルは、この機会に革命後を構想した革命戦略を公けにし、統一戦線の結成を意図した⁽⁶⁾。

ナーセルは本文書起草に当たって、国民解放民主運動 (al-Harakah al-Dimuqrāṭiyah li-l-Taharrur al-Waṭani: 頭文字をとって、ハデトウー (Hadditū) と略称される) の幹部、アフマド・フアード (Ahmad Fuād) の協力を得た。ハデトウーは一九四〇年代後半以来、穏健派共産主義運動を代表する組織となった。この組織には自由将校団のハリッド・モヒエディーンやユースフ・サッディーク (Yusuf Saḍīq) が参加していた。フアードはカイロ大学法学部卒業後司法官の道を進み、革命勃発当時ガルビーヤ (Ḡarbiyah) 州州都・タンター (Tanta) にある裁判所の判事職にあった。同時に彼はハデトウーの軍事部の教練担当幹部として地下活動をしていた。ナーセルはハリッド・モヒエディーンを通じてフアードと知り合い、親交を結ぶようになったのである。従って革命六原則に盛り込まれた内容はナーセルとフアードの合作と考えられる⁽⁷⁾。

第一原則から第六原則まで、番号順に優先順位が付けられていると見てよく、第一原則は王制打倒とイギリス駐留軍のスエズ運河地帯からの撤退である。第二原則からは農地改革の施行が、第三原則からは「国民生産発展常任評議会」 (Majlis al-Ihtā) 設立に始まる政府主導型の工業化政策が、第四原則からは生活水準の向上を目指した教育・医療等社会政策が導き出される。

(一) マルクス・レーニン主義の影響

第一、四、六原則には、一九五〇―五一年のハッデトゥーの採択した政治綱領の影響が見られる。⁽⁸⁾ 同綱領は「すべての帝国主義武装兵力は駆逐されねばならぬ。すべての主要な独占企業は国有化されねばならぬ。」という。また農村における大資産の没収がすべての封建的特権の廃止とともに要請される。その他に教育、医療の無料、社会保障制度等を要求する。

統治形態に関して、同綱領は「大衆協同戦線に参加したすべての階級、階層を含み、労働階級に指導される民主主義政府が組織されねばならない。これは帝国主義、その同盟者、その従僕に対する人民の独裁となるであろう。この政府は人民に完全な民主主義的自由を与えるであろう。」という。同綱領はまた「民主主義的自由の完全な実施とその拡張」を要求し、その中には国家と宗教の分離、市民的自由を制限するすべての法律の廃止、すべての政治犯人の釈放、政治警察の廃止が含まれる。この主張は第六原則に反映されている。

このように革命六原則には、ハッデトゥーの理論的影響が及んでいる。しかしこのことはナーセルがマルクス・レーニン主義の革命理論を体系的に理解していたことを意味するものではない。革命直後自由将校団の一人が「革命の目標は社会主義にある。」と語りながらその「社会主義」の内容と詳細を説明しなかったというエピソード⁽⁹⁾は、それを物語っている。

(二) 革命戦略の不完全さ

革命六原則は体制変革運動の諸要求を最大公約数的に総合し、「世直し戦略」としてある程度体系的に打ち出した点に意義がある。つまりそれは腐敗した王制を倒し、対英独立を達成すると同時に、社会と経済の近代化を推進するということであった。また過去三十年間にわたる政党政治——主としてワフド党と王党派の間で行なわれた——は中

産階級以下の人々の利益を反映しておらず、その腐敗が政治的不安定をもたらしたことから、議会政治と官僚組織を浄化することであった。

しかしアフマド・フアードは「黒い土曜日事件以降、政権転覆の気運は高まったが、変革の方法は依然として不明確なままであった。」と述べている。⁽¹⁰⁾ウォルター・ラッカー (Walker Laqueur) は革命政権初期の「ナーセル主義」と共産主義の関係について、「共産主義は包括的な政治哲学である。一方、ナーセル主義は『思想』ではなく、一つの『気がまえ』ともいうべきものである。」「ナーセル主義は、社会的経済的問題にかんする限り、明確な政治理論に欠けている。この政治理論の欠如はナーセル主義の強みと弱みのみなるものである。強みについていうならば、その『完全なる民族主義』と明確な社会計画の欠如とが、ナーセル主義をして各方面の大多数の人々に接近しやすいものとしているからである。しかし長い間には、それは弱みのみなるものとなる。一つの理論を持ち、いかにして社会的、経済的問題にぶつかるべきかを知っている運動は、やがてナーセル主義を妨害し、それを吸収してしまふにちがいない。」と分析する。⁽¹¹⁾ラッカーが指摘するナーセル主義の持つ理論的粗雑さは、革命六原則においてすでに表われていたといわなければならない。

第三節 旧政体下における社会経済改革構想

革命六原則に盛り込まれた社会経済改革——第二、三、四原則——は確かに理論的裏付けが充分ではなかったものの、自由将校団の革命戦略の中では大きなウェイトがかけられていた。革命直後、革命評議会のメンバー数名が「革命は何か特別の国内的目標を持っているか？」と尋ねられた際、彼らは即座に「そうだ。」と答え、その内容はほとんど全て「社会的公正」の実現に限られていたというエピソードは、それを物語っている。⁽¹²⁾

社会経済改革は一九三〇～四〇年代に中産階級以上の人々の間で広範に議論され、国政レベルの論争点となってい

た。その議論の最大公約数が第二、三、四原則に反映されている。

(一) 農地改革

農地改革の必要性は一九四〇年代に右から左まで様々なイデオロギーを持った政治家、企業家、知識人によって唱えられた。⁽¹³⁾ 一九四四年ムスタファ・ナッハース首相は下院において「最も深刻な欠陥——我国民の大部分の貧困を生じさせている欠陥であるが——は大土地所有制である。」と述べている。同年上院議員、ムハンマド・ハッターブ (Muhammad Khatab) はマルクス主義者の農地改革構想に依拠して、最初の土地所有制限法案を上院へ提出した。当時ハッターブはショフディ・アッティア・エル・シャフエイ (Shohdi Attia el-Shafey)、アブデル・マード・エル・ギベイリ (Abdel Maabud el-Gheili) と共にマルクス主義者が主宰する「学問研究の家」(Dar al-Ahḥād al-'Ilmiyah) というグループと親交を結んでいた。この法案では、初め土地所有上限は五十フェッダ (一フェッダは約四二〇〇平方メートル) に設定されていたが、上院社会事業委員会はこれを百フェッダへと上方修正して、法案の穩健化を図った。しかし上院本会議は一九四七年六月十六日本法案を否決している。

一九四五―四六年に労働組合組織、国民解放労働者委員会 (Workers' Committee of National Liberation) は農地改革案を発表し、(一)五十フェッダンの所有上限が実施不可能な場合は二百フェッダに上げること、(二)家族ワックフ⁽¹⁴⁾ (waqf ah) の廃止、(三)農業協同組合の創設、(四)農民の生活・文化水準の向上を要求している。

民族復興協会 (Jamā'ah an-Nahdah al-Qawmiyah) のミッリト・プトロス・ガリー (Murrīt Butros-Ghālī) は一九四五年「エジプト農地改革綱領」という二五ヶ年計画を提案している。プトロス・ガリーはこの中で「農地改革は大地主とともに成し遂げられるか、あるいは彼らに対抗して成し遂げられるかのどちらかであろう。もし大地主の同意の下に——彼らの協力が得られればなおさらよいのであるが——農地改革が実行されるなら、それ以上望ましいこ

とはない。……革命時には、農地改革は大所有地の、また時には大土地所有者そのものの強制排除に集中する。しかし現在のエジプトの状況下では、賢明で先見の明のある政府が比較的平穏な時期に包括的改革を成し遂げるべきだ。」と述べて、体制内変革を強く促している。具体的な対策としては、(一)大地主の新たな土地取得の禁止、(二)相続による大所有地細分化の容認、(三)耕地は最小限三フェッダン以下には分割しない。(四)政府機関は家族ワクフを貧農へ再分配することを要求していた。

次に左翼を見ると、カイロ大学商学部で経済史を講じていたマルクス主義者、ラーシドゥル・ハッラーウィー (Rashed El-Barawy) は一九四五年、土地所有上限を五十フェッダンあるいは百フェッダンとし、政府がその上限を越える所有地を購入または没収——政府資金不足の場合——して、小自作農に分配することを主張していた。しかし農地の国有化に関しては、その意図を全く有していなかった。この点は革命評議会の農地改革が国有化を目指したものではなかったことに照らしてみても重要である。なぜならハッラーウィーは一九五二年に公布される農地改革法の準備段階に参画することになるからである。⁽¹⁵⁾そして一九四九年に中小所有地の促進を主眼とした農地改革案を完成している。最後に右翼について見ると、青年エジプト党は一九四〇年政治綱領を発表した。その中には農民・農業に関する様々な要求が含まれていた。一九四九年党首アフマド・フサイン (Ahmed Hussein) は農民協会 (Jam'iyyah al-Fellah) を創設し、(一)小規模な家族所有地の拡大、(二)地主・小作人関係の規制、(三)農場労働者最低賃金の確立を唱えた。一九五〇—五一年社会党 (al-Hizb al-Istihlaki) ——党名変更後の青年エジプト党——は農地再分配を唱え始めた。一九五〇年、総選挙後の下院においてただ一人の社会党議員、イブラヒム・シュクリ (Ibrahim Shkry) は五十フェッダンの土地所有上限を要求している。またムスリム同胞団は一九四八年(一)農地賃貸の禁止、(二)個人にとって耕作可能な面積以上の土地所有禁止、(三)上記(二)の基準に合わない土地を小作農以下の農民に無償配分することを、政府に対して要求している。

しかし青年エジプト党とムスリム同胞団の農業問題に関する要求は、その急進的民族主義の運動理論の中ではそれ程高い優先順位を与えられていなかったため、具体的な実践計画に欠けていた。

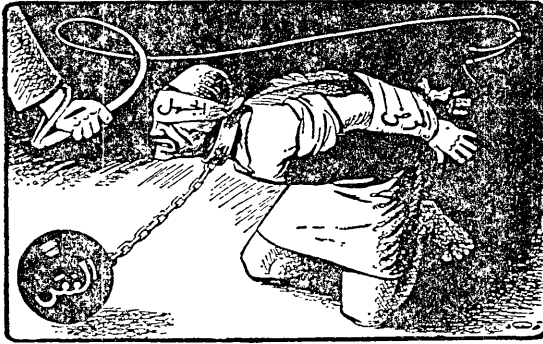
一九四九年下院議員選挙の選挙運動中に、七二名の無所属候補者は土地所有制限と大所有地に対する課税強化を求める共同綱領を発表している。これは右に言及したムハンマド・ハッターブ、ミッリト・プトロス・ガリーリ、アフマド・フサイン、そしてエジプト工業連盟 (Egyptian Federation of Industries) —— エジプト産業界を代表する経営者組織——の主張を総合したものであり、「富裕地主の投資を工業部門へ向けさせる」ことを狙っていた。

以上の議論の背景には、「大土地所有制は農村における貧困の増大と過剰人口問題の最大原因である。」という共通認識があった。土地所有の不均衡は一九五二年農地改革着手直前に極めて顕著に見られ、全農地所有者のうち五フェッダン未満の所有者は九四・三%、五フェッダン以上五十フェッダン未満の所有者は五・三%、五十フェッダン以上の所有者は〇・四%であった。⁽¹⁶⁾そして農地改革の必要性の最大公約数的理由付けは次のような経済学的説明に求められた。「第一に土地所有制限によって民間資本を土地市場から工業へ転換し、第二に土地開墾によって再分配用農地を増やし、第三に転換された資本によって工業化を進める。これら三つは全体として雇用・所得・社会的平等の増大に寄与する。」⁽¹⁷⁾と。

(二) 社会政策

社会政策の必要性については、第二次世界大戦後特に「社会的公正」「所得分配」の問題が政治論争の的になった。⁽¹⁸⁾その時期ムスタファ・ナッハース首相は機会ある毎に公式声明の中で「貧困、無知、病疾と闘おう！」という標語を用いた。「貧困、無知、疾病」への言及は社会経済問題に対する関心の高まりとともに、体制側、反体制側双方を通じて増加した。一九五一年社会党党首、アフマド・フサインは「資本主義、帝国主義、反動が……エジプト人を無知、

図1 革命政権の「革命前のエジプト」観



An Egyptian view of pre-Revolutionary Egypt: shackled by poverty, blinded by ignorance, bound by disease.

Source: Wilton, Wynn, *Nasser of Egypt*, Arlington Books, Cambridge 1959, front page.

疾病、貧困の囚人にした。」と述べている。⁽¹⁹⁾
その意味で図1に表われた革命政権の「革命前のエジプト」観は興味深い。首に巻き付けられた鎖に「貧困」、目を覆っている目隠しに「無知」、両手を縛っている包帯に「疾病」と書かれている。革命前のエジプトが貧困と無知と疾病に喘いでいたという認識が出てくる。この宣伝画の狙いは、旧政体下での桎梏からエジプト人を解放する革命政権の役割を印象づけることにある。この一例は、革命政権が旧政体の下で高まった社会経済問題に対する関心をそのまま受け継いでいることを窺わせる。

教育に対する公共支出は一九三〇年代以降急増した。また一九四六年ワフド党内閣は農村近代化プロジェクトの一環として、「協同センター」(Combined Centre)——一つの建物の中に医務室、学校、農業援助センター、社会福祉センターが組み込まれている社会開発機関——の建設を開始した。⁽²⁰⁾

以上のように農地改革および社会政策の必要性はワフド党政権下で社会経済改革の観点から議論され、一部実施に移されていた。ナーセル等はそれを革命綱領の中に採り入れたのである。

第三章 革命直後の新しい政治経済体制の構築

第一節 社会経済改革と政治体制

タウフイーク・アル・ハキームが革命直後の状況を「人民にとって有益な案件を毎日矢継ぎ早やに出していた」と評したように、革命評議会は革命成功時から極めてスピーディーに革命六原則に盛り込まれていた社会経済改革を実行に移した。これを「第三世界の非共産主義国がこれまでに実施した最も野心的な社会経済開発計画」と見る研究者もいる。⁽²¹⁾ ナーセルの社会経済改革に対する意気込みは彼の「政治革命と社会革命の同時推進」という考え方に反映している。⁽²²⁾

一九五三年に出版された『革命の哲学』の中で、ナーセルは次のように述べている。「あらゆる国家は二つの革命を経験する。第一は政治革命であり、これによって国家は押し付けられた専制君主、あるいは国家の同意なくしてその領土を占領している侵略軍から自治権を回復する。第二は社会革命であり、そこにおいて社会諸階級は互いに闘争し合い、最終的に全ての国民のための公正が達成され、状況が安定する。……我国の場合、二つの革命を一緒に同時に経過しつつある。……これは偉大な実験である。それは二つの革命の条件が非常に異なり、奇妙に不調和で、恐しく衝突し合っている事実由来する。

政治革命を成功させるためには、全ての民族的分子が国全体のために自己否定し、団結し、融合し、互いに支え合うことが必要である。社会革命の最初の徴候の一つは様々な価値が揺すぶられ、様々な信条が緩むことである。国民同胞は個人として、また階級として互いに闘争し合う。腐敗、疑惑、憎悪そしてエゴイズムが彼らを支配する。……

我々は歴史の道に沿って歩んでいるのだから、交通警察が路上できるように、一つの革命の通行を止めて、もう一つの革命を通させ、衝突を避けるというようなことはできない。唯一なすべきことは、最善を尽くして二つの石うすの間で押し潰されないようにすることである。我々は是が非でも二つの革命を同時に押し進めなければならない。我々は政治革命の道を進み、ファルーク (Farouk) 王を退位させたその日に、農地所有を制限することによって社会革命の道に沿って同様の一步を踏み出した。たとえ我々の行動が時に矛盾しているように見えようとも、七月二三日革命は二つの革命を同時に押し進めるといふ奇蹟を実現するために、迅速な行動とイニシアチブを執るその持ち前の能力を保持すべきである。」⁽²³⁾

革命直後革命評議会が直面した問題は、いかなる政治体制の下でこの社会経済改革を推進したらよいか、ということであった。⁽²⁴⁾ ナーセルは革命勃発時においては、議会制民主主義を復活させる意向を抱いていた。一九五二年七月二七、二八両日、革命評議会を新たに組織するに当たって議長に就任したナーセルは革命後の政体として、これまで通りの民主制を続けるかあるいは独裁制を採るか、という問題を持ち出す。ナーセルは「国民は完全に政党を拒否したけれども、独裁制に進むよりは以前の政党に基盤を置いた議会制度を復活し、全権を諸政党に委ねたほうがよいと思う。」といい、また「古い政党による一つの独裁から国を救っても、それがただ単に別の独裁つまり我々の独裁制に追いやるのでは意味がない。いやこれはもつと悪いかもしれない。むかしの政党は国王やイギリスを恐れたが、我々は絶対権力を持ち、恐れるものは何もないから。」と述べている。この段階ではナーセルは革命評議会がその政策遂行につき、旧支配層および他の体制変革運動の協力を取付けけることを楽観視していたのである。

一方革命評議会の他のメンバー七名は独裁制を支持した。その一人アンワルッ・サーダート (Anwar al-Sadat) は次のように述べている。「エジプト革命とナーセルその人を全面的に支持した我々や国民が、それまでの民主制に幻滅を感じていたことは間違いない。民主制を謳いながら、革命前の諸政党は権力闘争に明け暮れたり、国王やイギリス

に服従して民主制を台無しにしてしまった。そうした状況に加えて、将校として素早い決断と行動をとるように教え込まれていた我々は、全員が革命の目標つまりエジプトの世直しをできるだけ短期間のうちに達成しようと試みたのである。……私はエジプトの利益になるとの信念から、独裁制を最も強く擁護した。民主制の下だと一年かかることが、独裁制の下なら一日で達成されることだってある。」と。しかしその段階では、革命評議会全体としてナーセルの民主制採用案に従ったのである。

そして革命評議会は政権移譲を公にした文書を作成し、ファルーク王退位の際それを同王に提出し、承認を得た。その要旨は次の通りである。「憲法に規定されていた条文に従って、政権を代行せねばならない。」「多数党の党主アル・ナッハース・パンシャが、憲法の定めるところに従って、将校団と協議して臨時議会を召集し、閣僚名簿を明らかにして然る後新たな総選挙を行なうこと……これらすべてを憲法の条文通り行なうこと。」

スライマーン・ハーフィズ (Sulayman Hafiz) はこの文書に疑念を抱き、決起した将校団にその疑念を打ち明け、憲法の無効を訴えている。⁽²⁵⁾ ハーフィズはカイロ大学法学部卒業後、検事、判事、破棄院法廷弁護士を歴任し、当時国家司法評議会事務次官 (wakil majlis al-dawlah) 職にあった。⁽²⁶⁾ 農地改革法の起草に参画し、一九五二年から五三年にかけてナギーブ (Muhammad Najib) 内閣の内相を務めることになる。「今度行なわれようとしている自由選挙は、ワフド党議会に絶対的勝利をもたらすものとなろう。諸君のうち今度の議会が諸君に有益になろうと思う者がいるかね？ ……諸君の権利を行使して議会を通さないで諸法令の発布をしようではないか。何故ならば諸君が革命を決行したのであり、その革命とはそもそもそれ以前の既成の体制を打倒することを意味しているからである。」と。

さらにナーセルの民主制復活路線に沿って、革命評議会は政党再編成法を公布し、各政党に対し自己浄化——不良黨員追放——を要求した。⁽²⁷⁾ また一九五三年二月に総選挙を実施する旨発表した。

ところが各政党は「党内実力者が弱い連中を排除し、追放は完了したと宣言する」のみで、実質的な「反革命分

子」の爾清は進展しなかった。新しい政党再編成法に基づいて、従来の全政党に加えて二一の団体が結党申請を行なうという事態も生じてきた。そして革命の半年後、いくつかの政党指導者とエジプト陸軍将校の一部とが共謀した反革命クーデター計画の発覚である。²⁸⁾

民主制の下で革命評議会が意図する社会経済改革を遂行できるのか？ それとも独裁制を採用しなければならないのか？ その試金石となったのが、一九五二年九月九日の第一次農地改革法公布に至る過程である。

第二節 第一次農地改革法制定過程の分析

(一) 第一次農地改革法の内容

一九五二年九月九日に公布されたのは、農地改革法と農業労働者最低賃金法の二つである。²⁹⁾

農地改革法に拠れば、個人の土地所有上限を二百フェツダンと定め、五年以内にそれを超える土地を大土地所有者から補償と引き換えに収用する。その際の補償額は以前の地代の十倍を基準にし、利子三%、三十年償還の政府債券のかたちで支払われ、その債券は砂漠開墾のための土地購入費支払い等に振り向けることができる。そして徴発された農地は所有面積が五フェツダンに満たない小農に対して分配され、一人当たり新たに二・五フェツダンの土地を獲得する。土地を新たに獲得した農民は地価を、地主に支払われた補償額を基準にし、三十年の年賦で政府に支払うことになる。このように立法者は農地の国有化を意図してはいなかった。一九六〇年代に入り、工業部門で大規模な国有化が実施された段階においてもこの政策に基本的変化はなく、土地所有上限が六一年に百フェツダンへ、六九年に五十フェツダンへと引き下げられるに止まった。

しかし農地改革法の中で、大地主の経済力を制限するために厳しい措置が講ぜられている点は見逃せない。土地所有上限二百フェツダンを超える農地に対しては、通常の地租の五倍の追加税が課せられる。その際地主の個人名義の

所有地に加えて、共同名義の所有地に対しても課税される。そしてもし所有面積を偽って申告した場合には、課税額の他にその五倍の罰金が課されるのである。第一次農地改革の基本構想では、一人当たり二百フェェダン以上の所有地は五年間で全て政府によって徴発、分配されることが予定された。従ってこれは土地徴発が完了するまでの過渡的措施といえる。立法者は大地主が土地隠しをするのを防ぎまた土地徴発にすぐ応じさせることを意図したように思われる。

さらに農地改革法は政府が農村に農業協同組合を建設し、融資、種・肥料・家畜・農耕機械の提供、農作物の市場売買等のサービスを、社会事業省から派遣された公務員の指導の下実施する旨定めている。

また自分の土地を持たない小作農が依然存在するという前提に立ち小作農の権利擁護を図り、地代は地租の七倍以下に制限され、物納の場合地主の取り分は半分以上に制限された。加えて小作農以下の土地を持たない貧農の賃金保障が農地改革法と農業労働者最低賃金法の中で定められた。年齢層別——十五歳未満、十五～十八歳、十八～六十歳、六十歳以上——に基本給が決められ、その上に物価に応じた手当が支給される。地主が食糧を支給する場合でも、基本給の少なくとも二分の一は支払われる。そして地主が正当な賃金支払いを怠った時の罰金、禁固刑が規定されている。しかし農業労働者最低賃金法は実際には全く施行されなかった。そのため貧農層の生活保障はその後も等閑にされたのである。⁽³⁰⁾

(二) 第一次農地改革法制定過程

革命評議会は革命成功後一週間以内に農地改革の法制化に着手した。七月二八日頃革命評議会は声明を発表し、その中で次のように述べている。「総司令部は国民の水準向上に役立つ法令公布の要求を提出した。その中でもまっ先に言及されなければならないのは土地所有制限法である。」⁽³¹⁾と。この声明の中に「土地所有上限の設定」⁽³²⁾という一句が

入っている点は重要である。

革命評議会はその準備段階で、アフマド・フアードとラーシドゥル・バッラーウィーにアドバイスを求めた。⁽³³⁾後に起草委員会が検討する複数の農地改革案は、この時彼らによって提出されたように思われる。

革命後三週間足らずして、革命評議会にはムハンマド・ナギーブ陸軍少将他五名の新メンバーが加わった。ナーセルは年長を理由にナギーブを議長に推し就任させた。この措置は激化していた革命評議会の内部対立を解消しようとする試みであった。こうしてメンバーは十四名となった。⁽³⁴⁾

ナギーブは議長に就任すると直ちに農地改革法起草委員会を発足させた。⁽³⁵⁾起草委員に任命されたのは、アブドゥッ・ラーズイク・アル・サンフリー博士 (Abd al-Raziq al-Sanhuri)、スライマーン・ハーフィズおよび国家司法評議会の司法官僚数名である。サンフリーはエジプト近代法の権威で、一九三九年教育省次官、四四年司法省次官、四五年教育大臣を歴任し、四八年にはマクラシー (Mahmūd Fahmī al-Niqāshī) 政権下でエジプト民法の改正に尽力した。⁽³⁶⁾そして革命直後から国家司法評議会議長を勤め、また革命評議会の顧問をしていた。⁽³⁷⁾そしてこの起草過程に革命評議会からガマル・サーレム空軍中佐 (Jamāl Salīm) が参画した。八月十一日ナギーブは農地改革法が起草段階にあることを公表した。⁽³⁸⁾

起草委員会が革命評議会へ提出した草案の骨子は(一)二百フェッダンの所有上限とそれを越える農地の即時収用、(二)旧地主に対する政府補償、(三)収用農地の貧農への分配、(四)所有農民の長期年賦による地価支払い、(五)農業協同組合の設置である。

○革命評議会内部の意見

この草案に革命評議会の全メンバーが賛成した。しかしナギーブはしばらく躊躇した。またハーリド・モヒエッディーンは共産主義者としての立場から、更に急進的な農地改革を主張した。⁽³⁹⁾

ワフド党指導部と革命評議会との会談において、同党書記長、フアード・セラゲッディーン (Fu'ad Sa'ad al-Din) は土地所有上限を設ける方針に反対し、代案として地租を上げることが提案した。これに対しナーセルは「税は政府収入を増やすだろうが、農民の解放という革命の目的を達成しないだろう。」と答えている。⁽⁴⁰⁾ またサーダートは「農地改革法は我々の公言した目標——エジプト社会の再構成——を約束している点で、我々の革命の基本原則である。」と述べている。⁽⁴¹⁾

ナギーブの見解は革命評議会の主流と微妙に異なっている。彼が一九五四年十一月の失脚の翌年にロンドンで出版した *Egypt's Destiny* に見る限り、農地改革の基本原則をめぐってナーセル等との間に路線対立があったことは認められない。革命評議会の主流見解を敷衍している。⁽⁴²⁾ ところが一九八一年——サーダート政権末期——にカイロで出版した『歴史管見』(Kaimati al-Tariq) の中では、革命評議会内部に路線対立とはいわないまでも、意見対立があったことを明らかにしている。「エジプト国民の社会的、政治的、経済的生活の改善のためには、農地を正しく再分配しなければならぬ。……民主的生活、真の立憲体制——そのために私は奪闘してきた——は有権者を地主権力から解放することなしには存立し得ない。なぜなら地主権力からの解放は、有権者が議員を選ぶ際の自由を保証する第一のものだからだ。それゆえ農地再分配は真の議会政治樹立を保証する新体制に不可欠なのであった。……」

私は一挙にことを行うのを好まない。私の意見は徐々に累進課税と合わせて農地再分配を完成させるといふものだ。つまり二百フェッダンを越える農地への課税を大幅に増やすことによって、地主に早く農地を手放させ、売らせるようにする。草案に従えば、農地改革省と多くの行政委員会の設置が必要となるが、これは大きな国庫負担となる。それに比して累進税は歳入を増やす。

また草案に従えば、農民は「農業協同組合へ派遣される」新しい政府公務員——新しい「郷紳」階級——の官僚主義に悩ませられることになる。

私の意見は旧地主と新たに土地を獲得した農民の間に、階級闘争を尖鋭化させるような敵対意識が起こらないようにすべきであり、……またこのような性急なやり方で土地所有を細分化することは生産を低下させるであろうというものだった。革命評議会のいく人かの意見は、迅速な土地収用は彼らに反対してきた地主から財産と権力を奪うことになるから、革命評議会の立場をより強固にするだろうというものであった。⁽⁴³⁾と。

ここに表われたナギーブの立場は、国家統制をできるだけ排除し累進課税導入を主張している点、農協設置に疑念を抱いている点また土地生産性の低下を懸念している点で、ワフド党など旧指導層の農地改革案に近い。ナーセルらが農地改革によって達成しようとした政治目的は、農地収用によって地主の経済基盤を根こそぎにし、ひいてはその地主層によって支えられている旧指導層の政治力を破壊する一方で、農地分与によって小農層の間に新たな支持基盤を獲得することであった。ナギーブはその重要性よりも旧地主層との融和の必要性を主張している。彼は王制下では一貫して自由将校団の活動に同情的であったが、その思考様式は旧政体下のリベラルな分子により近かった。⁽⁴⁴⁾その意味で彼の国内政策には旧政体の急激な変革を避けようとする方針が反映されていた。

しかし少なくとも農地改革法制定過程では、このような革命評議会内の対立はいまだ明確な路線対立にまでは発展しておらず、意見対立の域に止まっていた。しかしまた一九五四年のナギーブ失脚に至るナギーブ対ナーセルの指導権争いは、すでにこの時芽ばえていたのである。ナーセルとナギーブの間の路線対立は外交、国内政治制度をめぐるのみならず、社会経済改革をめぐるでも発展してゆく。その中で農地改革をめぐる論争も継続し激化していった。

一九五二年八月、サンフーリーは「革命を起した諸君は農地所有制限に着手しようとしているのだ。プランとしては二つにしぼられてきた。一つは最高限度を五百フェツダンにしようとするもので、もう一つはその限度を二百フェツダンにしようとするものなのだが……」⁽⁴⁵⁾と述べている。

○旧政党説得失敗

革命評議会はサアード党、自由立憲党、ワフド党に対し同法案を承認するよう要求した。概して旧指導層および大地主層は二百フェッダン土地所有上限を自己利益の重大な侵害と見なし、大規模な反対運動を展開した。⁽⁴⁶⁾ワフド党は(一)累進課税、(二)農業労働者最低賃金、(三)地主・小作人関係の規制、(四)小農への公有地売却を主張した。そして旧政党は全て同法案承認を拒否した。⁽⁴⁷⁾ワフド党出身の新内閣首班、アリー・マーヘル (Ali Mahir) は妥協案として、土地所有上限を二百フェッダンから五百フェッダンへと上方修正することを提案する。⁽⁴⁸⁾ムスリム同胞団もまたナーセルに對して同じ提案を行ない、拒絶されている。

ナーセルはこのような旧政党などの非協力的態度について次のように述べている。「我々は有識者に相談し、経験豊富な人の指導を求めたが、残念なことに期待したものは得られなかった。我々が会いに行った指導者は皆政敵の暗殺を願っていた。我々が聞いた意見はすべて別の意見の打破を意図していた。……不平、嘆願がいく千となく我々の下へ殺到した。……これらの大部分は一貫して復讐の要求にすぎなかった。あたかも革命が復讐と敵意のための武器であるかのように。……個人的な一貫した利己主義が今日の慣例である。誰もが『私』とことばをまでする。……私はしばしば難問解決の道を求めて、色々な傾向、個性を持った人たち——新聞紙上では『偉大な人物』として扱われている——に会った。しかし彼らから『私』とことば以外には何も耳にすることがなかった。彼らこそ本来なら経済の諸問題を理解できる立場にあり……熟練した政治家のはずであった……。私はこれらの人たちと会見した後同僚たちのところへ戻って決まって声高にいったものだ。『何と全くくだらないことか！ ハワイ諸島を釣り上げる難しさについて尋ねられたとしても、彼らの唯一の返答は『私』だろう。』と。⁽⁴⁹⁾

○九月九日の公布へ向けて

革命評議会案に反対するマーヘルは同案を討議し直すため、拡大会議を開催した。⁽⁵⁰⁾この会議には旧指導層側から、マーヘル、バヒエディーン・バラカート (Bahi el-Dine Barakat: 摂政評議会)、ラシヤード・メハンナ (Rashad

Mehanna: 同上、財務、社会事業两大臣が出席し、革命評議会側からナギーブ、ガマル・サーレム、サラーフ・サーレム (Salah Salim: ガマル・サーレムの兄) などの革命評議会メンバー、サンフリー、ハーフィズ、バッラーウィーが出席した。この会議において、マーヘル、バラカート、メハンナは革命評議会案に反対したのに対し、サーレム兄弟、サンフリー、ハーフィズ、バッラーウィーはその正当性を熱烈に擁護した。当初メハンナは多数意見を支持すると考えられていた。彼は自由将校団の革命運動に協力していた。ところがここへ来て態度を翻した。ナギーブは個人的には同案に反対であったにもかかわらず、革命評議会の主流意見に同調したように思われる。

この拡大会議の後、マーヘルは革命評議会の再三の要請を無視して法案の法則化を引き延ばそうとした。そこで九月七日、革命評議会はマーヘルを辞任させ、ナギーブを首相とする新内閣を発足させた。この措置は現代エジプトの政治体制が「開発独裁」体制へ転換する第一歩である。ナギーブが首相に任命された直後、革命評議会は十八時間に及ぶ最後の大激論を戦わせた。マーヘルらの修正要求を一部受け入れることが決定された。⁽⁵¹⁾ すなわち所有上限五百フエッダンは拒否される一方で、次の二つの修正条項が挿入された。(一)所有面積二百フエッダン以上の地主は五年以内⁽⁵²⁾にその子供に対して最大限百フエッダンを、子供一人につき五十フエッダンの限度内で譲渡することができる。(二)所有面積二百フエッダン以上の地主は所有面積十フエッダン以下の農民に対し、両者の親族関係が五親等以上離れている場合に限り一人につき五フエッダンの農地を売却することができる(第二項はその後廃止される)。この修正条項が大地主層の反対を和らげる目的で考案されたことは明らかである。ナギーブの階級調和的主張に沿った修正と推測することもできる。

こうしてサンフリーとハーフィズがガマル・サーレムと協力して書き上げた最終案を革命評議会の全メンバーが承認した。ナギーブはそれを新内閣最初の閣議にかけた後、摂政評議会勅令のかたちで公布した。⁽⁵²⁾ 当然ながら同法案は議会で諮られるということはなかった。第一次農地改革法の決定過程で留意すべきことは、ナギーブが旧指導層

に近い構想を抱き革命評議会の多数案に反対であったにもかかわらず、結局多数案の消極的支持に回ったことである。これはナギーブが路線上の相異点を表面化させずに、農地改革を初めとする国内政策遂行の指導権を掌握しようとしたからであると思われる。

第三節 開発独裁体制への転換

以上のように革命評議会は第一次農地改革法の制定をめぐる、旧指導層の協力取り付けに失敗した。また政党再編成法による旧政党の粛清にも失敗した。

こうした革命直後の厳しい指導経験の教訓を受けて、ナーセルの社会経済改革に対する意気込みはより現実化し、権力基盤強化の緊要性が認識されるに至った。ナーセルはこの経験について比喩的表現を用いて、次のように述べている。「七月二三日以前、私は国全体が爪先立ち、行動の準備ができ、前衛の進撃により外壁が倒れた時堅固な隊列を作ってどっとなだれ込み、偉大な目標へ向かって忠実に前進するものと想像していた。私は我々が単にバイオニア突撃隊にすぎず、最前列には数時間止まるにすぎず、すぐに結束した大集団が我々の後に続いて目標へ向かって前進するものと思っていた。……七月二三日の後私は現実によって愕然とさせられた。前衛はその任務を遂行した。専制の城壁を倒し、ファルークを退位させ、大隊形が最終目標に到達するのを期待しつつ立ち止まった。待ちに待った。果てしない群衆が現われた。しかし現実は何と想像と異なっていることか！ やって来た群衆は分散しバラバラだった。偉大な目標へ向けての神聖な行進はさえぎられた。……前衛の使命は終わっていなかった。実際には正にその時間に始まったのだ。我々は規律を必要としたが、我々の戦列の背後は混乱していた。我々は統一を必要としたが、意図は衝突していた。我々は行動を必要としたが、降服と怠惰以外に何もなかった。」⁽⁵³⁾

議会民主制から開発独裁制への転換はここから生じたのである。一九五三年一月十六日、革命評議会は全政党の解

散と向こう三年間の過渡期軍政施行を發表した。⁽⁵⁴⁾ ナーセルいわく「多くの人々が私のところへ来て、声高にいう、『あなたはあらゆる人を怒らせた』と。それに対して私はいつもこう答える、『状況に影響するのは人々の怒りではない。問題は、彼らの怒りを生じさせたものが国の利益になったか、また誰の利益になったかということだ』と。我々が大土地所有者を動転させたことを私は知っている。しかし彼らを動転させず、エジプト人の一部が何千フェッダンも所有し、その他の者は死後自分たちが埋められるべき小土地さえ所有していない状況を今なお放置しておくことはできただろうか？ 我々が旧政治家の怒りを生じさせたことを私は知っている。しかしそうせず、我が国が彼らの感情と墮落と利権争いの犠牲となっている状況を今なお放置しておくことはできただろうか？ 我々は多くの政府公務員を怒らせたことを私は知っている。しかしこうせず、予算の半分以上を公務員の給料に費している状況を放置したままで、我々が実際にそうしたように四千万ポンドを生産的プロジェクトへ配分することはできただろうか？ ……それら全ての不満分子を満足させることはいとも容易いことである。しかしその満足のために我が国の希望と将来をどれだけ犠牲にしなければならないだろうか？」と。⁽⁵⁵⁾ またサーダートは一九五二年九月九日までに、「革命評議会が自ら国家権力を掌握しなければならないことが明らかになった。」と述べている。⁽⁵⁶⁾

第四章 結 語

本稿で明らかになったことは三つある。一つは、エジプト・一九五二年革命における社会経済改革はかなりの部分旧政体下で熟していた構想に基づいていたということである。その意味で、自由将校団の革命戦略は旧政体の近代化政策を受け継いでいた。

第二に、私はナーセルたちの社会経済改革を実行しようとする意気込みに感嘆せざるを得ない。そしてその行動主

義が改革実行過程の指導経験によって尖鋭化し、彼らをして開発独裁体制を採用せしめたのである。しかしこのことは同時に、エジプトが革命によって植民地状態から抜け出し、国家的独立を達成できた反面、エジプト中産階級はその後三五年にわたって、軍部独裁的な体制を押し付けられることを意味していた。

第三に、第一次農地改革法制定過程で、ナギーブ対ナーセルの指導権争いの萌芽が見られたことである。

- (一) Howard Sachse, *Europe Leaves the Middle East, 1936—1954*, Allen Lane, London 1974, pp. 412-7, 582-97. Ali E. Hilal Dessouki, "The Politics of Income Distribution in Egypt," Gouda Abdelkalek and Robert Tignor, ed., *The Political Economy of Income Distribution in Egypt*, Holmes & Meier Publishers, London 1982, pp. 55-7, 63.
- (二) タウフニーク・ブル・ハキーム(堀内勝訳)『意識の回復』(中東総合研究資料六号)アジア経済研究所、一九七六年、五頁。

- (三) 林武『ナセル小伝』日本国際問題研究所、一九七三年、一三章。
- (四) R. Hrair Dekmejian, *Egypt Under Nasser*, State University of New York Press, Albany 1971, pp. 28-9.
- (五) United Arab Republic, *The Charter*, Information Administration, Cairo n. d., pp. 5-6.
- (六) 林「ナセル小伝」一四九—一五〇頁。
- (七) P. J. Vatikiotis, *Nasser and His Generation*, St. Martin's Press, New York 1978, p. 107.
- (八) ウォルター・Z・ラッカー(武田信一・二宮信親訳)『中近東の内幕』角川書店、一九五八年、八三—一四頁。
- (九) 林武『現代アラブの政治と社会』アジア経済研究所、一九七四年、二二—六頁。
- (十) احمد حصروفي، قصة ثورة ٢٣ يوليو، الجزء الرابع، المؤسسة العربية للدراسات والبحوث، بيروت، ١٩٧٧، ص ٢٠٢.
- (十一) ラッカー、二八〇—二八二—三頁。
- (十二) Rashed El-Barawy, *The Military Coup in Egypt*, The Renaissance Bookshop, Cairo 1952, p. 211.
- (十三) Anouar Abdel-Malek (translated by Charles Markmann), *Egypt: Military Society*, Random House, New York 1968, pp. 64-7, footnote 29, 32 on page 398. Gabriel Baer, "Egyptian Attitudes Towards Land Reform, 1922—1955," Walter Laqueur, ed., *The Middle East in Transition*, Routledge & Kegan Paul, London 1958, pp. 92-4.
- (十四) 家族ワクフとは、イスラム法において個人が土地・建物等の不動産を子孫のために信託する行為を指す。均分相続による

遺産の細分化を防ぐ手段として一般化し、特にエジプトで十九世紀以降地主経営拡大の過程で大いに発達した。しかし一九四六年にはワクフ地を制限する立法がなされ、五二年に家族ワクフは廃止された。

- (15) Rashed El-Barawy, p. 211.
- (16) Robert Mabro, *The Egyptian Economy 1952—1972*, Oxford University Press, London 1974, p. 61.
- (17) *ibid.*, pp. 56-7.
- (18) Robert Tignor, "Equity in Egypt's Recent Past: 1945—1952," Abdel-Khalek and Tignor, ed., pp. 49-50.
- (19) Vatikiotis, p. 77.
- (20) Mabro, p. 109.
- (21) タウンニーク・ブル・ンキーム' 三三三頁。
- (22) Dessouki, p. 55.
- (23) Garmal Abd El-Nasser, *The Philosophy of the Revolution*, Book I, Dar Al-Maref, Cairo n. d., pp. 23-4, 26.
- (24) アンワル・エル・サダト(朝日新聞外報部訳)『サダト自伝』朝日インテリゲンチヤース社' 一九七八年' 一四四—六頁。
- (25) タウンニーク・ブル・ンキーム' 一四—五頁。
- (26) *Who's Who in the Arab World 1978—1979*, Publitec Publications, Beirut, p. 1611.
- (27) Rashed El-Barawy, p. 252.
- (28) アンワル・エル・サダト' 一五〇頁。
- (29) Rashed El-Barawy, pp. 227-45.
- (30) Mabro, pp. 73-4.
- (31) Rashed El-Barawy, pp. 206-7.
- (32) *ibid.*, p. 211.
- (33) Vatikiotis, p. 131.
- (34) アンワル・エル・サダト' 一四六—七' 一五〇頁。
- (35) '114' , 1981 العام، الجاهلي، الكتاب، الجاهلي، كلفي، نجيب، محمد
- (36) *Who's Who in the Arab World 1978—1979*, p. 1945.
- (37) タウンニーク・ブル・ンキーム' 二二三頁。

- (38) Dessouki, p. 64.
- (39) *ibid.*
- (40) *ibid.*, p. 65.
- (41) Anwar al-Sadat, *In Search of Identity*, Fontana/Collins, U. K. 1978, p. 148.
- (42) Mohammed Neguib, *Egypt's Destiny*, Gollanez, London 1955, pp. 158-61, 163-67.
- (43) محمد نجيب، ص ١١٣ - ٤
- (44) Vatikiotis, pp. 146-7.
- (45) タウンゼーン・ブル・ンキーム 一三三頁
- (46) Dessouki, pp. 65-6.
- (47) アンノル・ホル・サダト 一四六頁 一四九頁
- (48) Vatikiotis, p. 131.
- (49) Gamal Abd El-Nasser, pp. 20-1.
- (50) محمد نجيب، ص ١١٤ - ١ Rashed El-Barawy, p. 211.
- (51) Mohammed Neguib, p. 163.
- (52) Rashed El-Barawy, pp. 227, 241.
- (53) Gamal Abd El-Nasser, pp. 19-20.
- (54) アンノル・ホル・サダト 一五〇頁
- (55) Gamal Abd El-Nasser, pp. 46-7.
- (56) アンノル・ホル・サダト 一四九一五〇頁